

参考資料

- 参-1 リーフレット（インボイス制度支援措置）
- 参-2 卸売市場等を通じて取引される農産物等に対する特例
- 参-3 簡易課税制度の概要
- 参-4 免税事業者の登録手続
- 参-5 インボイス制度への事前準備

(参考資料 1)

事務負担軽減?
補助金も?

税負担軽減?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

- 納税額が売上税額の2割に軽減?
- インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?
- 登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

- 会計ソフトに補助金?
- 少額取引はインボイス不要って?
- 少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

- 対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上)が1000万円
以下の要件を満たす方)
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象

事例 売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!



実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円* = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ 70万円 × 2割 = 14万円



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存が必要となりますが、この特例
を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、
簡単に申告書が作成できるようになります!
また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、
補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の業種は3/4以内
▶ 100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



財務省ホームページへ
(税制改正案の内容)

中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** ITツール ▶ ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ▶ ~10万円(補助率1/2以内) レジ・販売機等 ▶ ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで
仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半年(個人は1~6月)の
課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



■その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

☎ 0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いいたします。

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

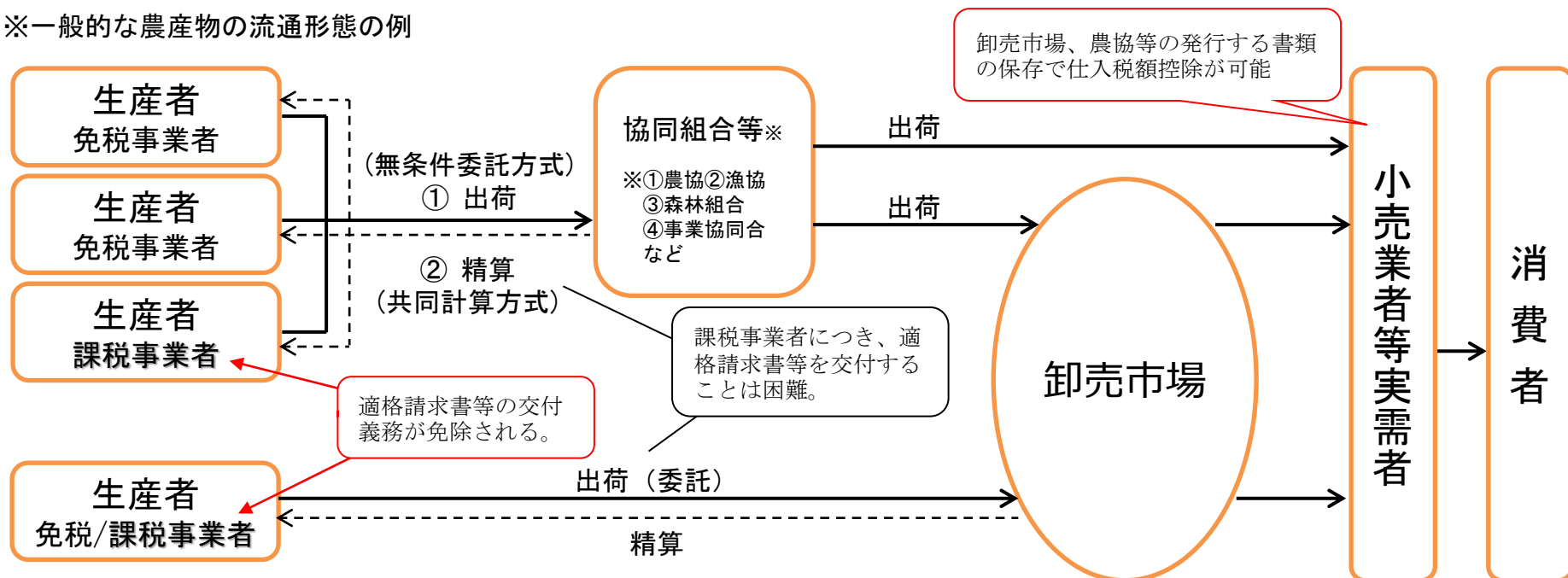
財務省

詳細は、財務省のホームページをご覧ください

(参考資料 2) 卸売市場等を通じて取引される農産物等に対する特例

- 現在、卸売市場、農協等を通じた流通形態では、どの生産者の農産物かを把握せずに流通させる仕組みとなっているため、課税事業者から出荷された農産物と免税事業者から出荷された農産物の区分は困難。
- このため、課税事業者である生産者が卸売市場、農協等を通じて販売する農産物に係る適格請求書等を交付することは困難。
- 従って、卸売市場、農協等が販売の委託を受けて行う（農協等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限る）農林水産品の譲渡等については、生産者の適格請求書等の交付義務を免除し、小売業者等実需者は、当該卸売市場、農協等の発行した書類（及び帳簿）の保存で仕入税額控除を可能とする。

※一般的な農産物の流通形態の例



①出荷（無条件委託方式）

生産者は、出荷した農産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を農協等に委託。

②精算（共同計算方式）

一定期間に農協等が出荷した同種、同規格、同品質ごとの農産物の平均価格によって精算する（全体の販売代金について、農協等が手数料を控除した上で、生産者全体で分け合う）。

消費税法施行令及び農林水産省告示

＜消費税法施行令＞

消費税法施行令
(適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の範囲等)
第七十条の九(略)
2 法第五十七条の四第一項ただし書に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項、第七十条の十二第一項及び第七十条の十四第五項において同じ。)とする。
一 (略)
二 卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条第一項(中央卸売市場の認定)又は第十三条第一項(地方卸売市場の認定)の認定を受けた卸売市場その他これらに準ずるものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場(農林水産大臣の確認を受けたものに限り。)をいう。イにおいて同じ。)においてせり売又は入札の方法により行われる課税資産の譲渡等その他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる課税資産の譲渡等のうち次に掲げるもの
イ 卸売市場において、卸売市場法第二十四条第四項(定義)に規定する卸売業者が同項に規定する卸売をする業務(出荷者から卸売のための販売の委託を受けて行うものに限る。)として行う生鮮食料品等(同条第一項に規定する生鮮食料品等をいう。)の譲渡
□ 農業協同組合法第四条(法人性)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二条(組合の種類)又は森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第四条(事業の目的)に規定する組合(これらの組合に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)が、当該組合の組合員その他の構成員から販売の委託(販売条件を付さず、かつ、財務省令で定める方法により販売代金の精算が行われるものに限り。)を受けて行う農林水産物の譲渡(当該農林水産物の譲渡を行う者を特定せずに行われる者に限り。)

農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準

○農林水産省告示第六百八十三号
消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第七十条の九第二項第二号の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準を次のように定め、令和五年十月一日から施行する。
令和二年三月三十一日
農林水産大臣 江藤 拓
消費税法施行令第七十条の九第二項第二号の農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。
一 生鮮食料品等(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第一項に規定する生鮮食料品等をいう。次号において同じ。)の卸売のために開設されていること。
二 卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設が設けられていること
三 継続して開場されていること
四 売買取引の方法その他の市場の業務に関する事項及び当該事項を遵守させるための措置に関する事項を内容とする規程が定められていること
五 卸売市場法第二条第四項に規定する卸売をする業務のうち販売の委託を受けて行われるものが区別して管理されていること

告示された基準を満たすものとして、農林水産省に届出。
(届出・公表等については事務次官通知に基づき実施)

（参考資料 3）簡易課税制度の概要

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

ポイント

2

インボイスは
保存不要

※ 消費税額は、
税率ごとに区分
して計算する
必要があります。

$$\text{売上げの消費税額} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

ポイント

1

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

みなし仕入率は
業種ごとに
決められている

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く。）	50%
第六種	不動産業	40%

A社さんの
ケース

漁業



事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第二種	農林漁業 (食料品)	80%

ステップ1

$$1,000\text{円} \times \frac{80\%}{\text{みなし仕入率}} = 800\text{円}$$

売上税額 仕入税額

ステップ2

$$1,000\text{円} - 800\text{円} = 200\text{円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減※**を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

留意事項

令和5年度税制改正の大綱（閣議決定・抜粋）

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額は、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

ただし… 簡易課税制度を選択する場合の留意点

- 簡易課税制度の適用には、①消費税簡易課税制度選択届出書を事前に提出すること、②基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です ※①の届出書の提出については、12ページ参照
- 簡易課税制度を選択すると…
 - 簡易課税制度を適用せず計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません
 - 最低でも2年間の継続適用が必要です

(参考資料4)

▶ 免税事業者の登録申請手続

ポイント

- インボイス発行事業者の登録を受けようとする場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」(登録申請書)を提出する必要があります(「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません)

なお、令和5年9月30日までに提出すれば、令和5年10月1日に登録されることとなりますが、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなりますので、登録を受けることをお決めの方は早めの申請をおすすめします。

- ※ 令和5年10月1日から登録を受けようとする場合、令和5年9月30日は土曜日ですが、登録申請書の提出期間は延長されません。(郵送による提出の場合、令和5年9月30日の通信日付印があるものまで)

特設サイト
申請手続

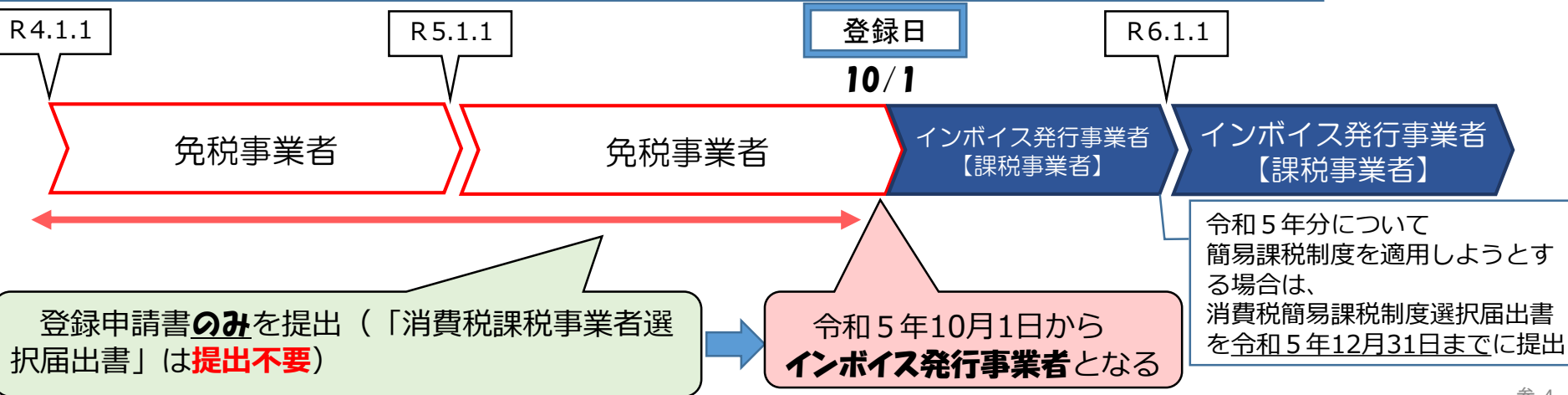


- 登録を受けると課税事業者となります。この場合、令和5年10月1日を含む課税期間については、登録日である令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります
- この場合、制度開始当初から簡易課税制度を適用しようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和5年10月1日を含む課税期間の末日まで※に提出する必要があります

※ 個人事業者の場合は、令和5年12月31日まで

※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません(適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります)

《スケジュールイメージ》 個人事業者の例 (令和5年10月1日からインボイス発行事業者となる場合)



(参考資料 5) インボイス制度への事前準備

制度内容を理解の上、売手と買手のそれぞれの立場として準備が必要な事項を整理しておきましょう

売手としての準備

- ☐ 自身が行う取引についてインボイスの記載事項を満たす書類を整備（請求書、納品書、レシートなど）
- ☐ インボイスの交付方法（電子インボイスの提供など）を検討
- ☐ 必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修など
- ☐ 継続的な取引の相手先（買手）に対して、
①登録番号、②インボイスの様式や交付方法の認識共有など

買手としての準備

- ☐ 必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- ☐ 継続的な取引の相手先（売手）に対して、
①登録の有無の確認、②インボイスの様式や受領方法の認識共有など
- ☐ インボイス制度に係る社員研修の実施。

詳しくは、「事前準備の基本項目チェックシート」をご活用ください

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月
(令和4年12月改訂)

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁
ホームページへ

申請手続



② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」

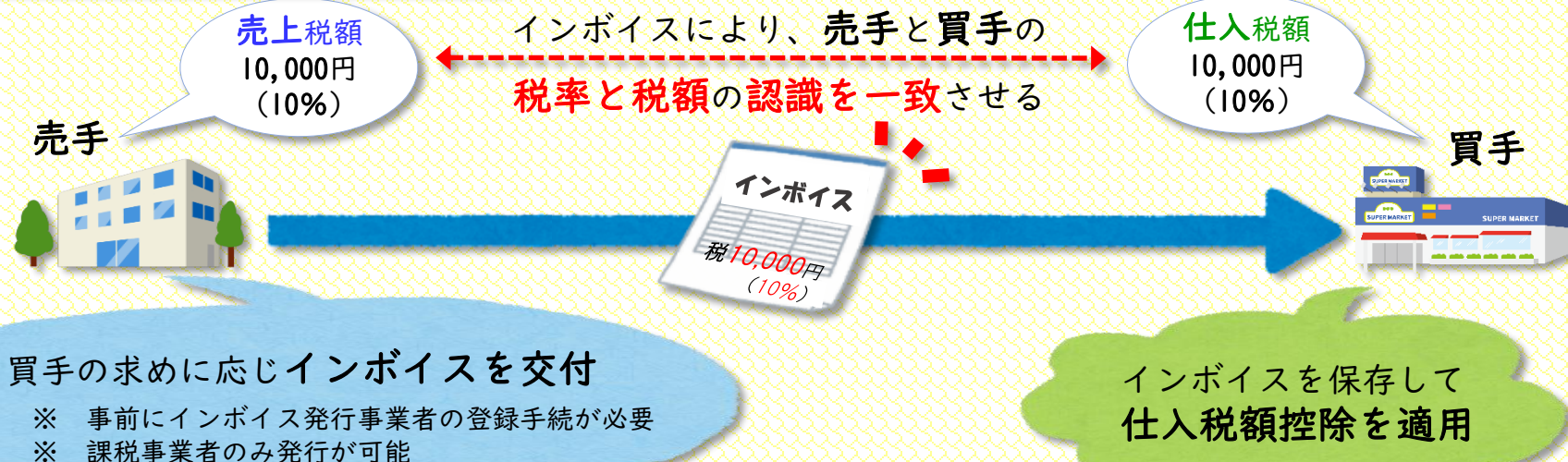
免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ



インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

☐ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

☐ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することと、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

☐ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に売手としての準備に取りかかりましょう

☐ 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

☐ 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

☐ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

☐ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

☐ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

☐ 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

☐ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

☐ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

☐ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80％・50％控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

☐ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）